

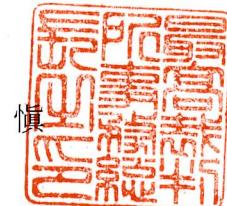
最高裁秘書第1232号

令和4年4月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、札幌高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

刑訴法19条に基づく移送請求の可否を判断する際、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言のことは考慮しないことになっていることが分かる裁判官の研修資料その他の文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年10月11日付け（同月13日受付）

2 答申番号

令和3年度（情）答申第47号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）